

# 雇用ジャーナル



令和5年10月号

ハローワーク郡山

〒963-8609 郡山市方八町2-1-26  
TEL024-942-8609

小野町公式イメージ  
キャラクター小桜ちゃん

## 雇用の動き (令和5年8月内容)

管内の雇用失業情勢は、月間有効求人倍率は、1.68倍と前月比で0.02ポイント増加、前年同月比で0.10ポイント低下した。平成24年6月から134ヵ月連続で1倍を超えている。

新規求人倍率は、2.28倍と前月比で0.34ポイント低下、前年同月比で1.12ポイント低下している。

### 1 福島県と全国の有効求人倍率の動向

	令和5年8月	令和5年7月	令和4年8月	前月比	前年同月比
● 全国(季節調整値)	1.29 倍	1.29 倍	1.32 倍	0.00 ポイント	▲ 0.03 ポイント
● 福島県(季節調整値)	1.36 倍	1.39 倍	1.49 倍	▲ 0.03 ポイント	▲ 0.13 ポイント
● 郡山地域	1.68 倍	1.66 倍	1.78 倍	0.02 ポイント	▲ 0.10 ポイント
● 完全失業率(全国)	2.7 %	2.7 %	2.5 %	0.0 ポイント	0.2 ポイント

### 2 主要指標(学卒を除きパートを含む)

● 新規求職申込件数	1,264 件	1,242 件	1,269 件	1.8 %	▲ 0.4 %
● 新規求人数	2,882 人	3,260 人	4,314 人	▲ 11.6 %	▲ 33.2 %
うち正社員	1,433 人	1,598 人	1,428 人	▲ 10.3 %	0.4 %
● 有効求職者数	5,782 人	5,868 人	6,149 人	▲ 1.5 %	▲ 6.0 %
● 有効求人数	9,730 人	9,769 人	10,928 人	▲ 0.4 %	▲ 11.0 %
うち正社員	4,613 人	4,680 人	5,014 人	▲ 1.4 %	▲ 8.0 %
● 新規求人倍率	2.28 倍	2.62 倍	3.40 倍	▲ 0.34 ポイント	▲ 1.12 ポイント
● 有効求人倍率	1.68 倍	1.66 倍	1.78 倍	0.02 ポイント	▲ 0.10 ポイント
● 有効求人倍率(正社員分)	1.20 倍	1.21 倍	1.26 倍	▲ 0.01 ポイント	▲ 0.06 ポイント
● 就職件数	340 件	324 件	339 件	4.9 %	0.3 %

### 3 雇用保険業務取扱状況

適用	● 適用事業所数	7,860 事業所	7,846 事業所	7,885 事業所	0.2 %	▲ 0.3 %
	● 被保険者数	154,888 人	155,153 人	156,443 人	▲ 0.2 %	▲ 1.0 %
	● 資格取得者数	1,901 人	2,392 人	2,016 人	▲ 20.5 %	▲ 5.7 %
	● 資格喪失者数	2,156 人	2,428 人	2,256 人	▲ 11.2 %	▲ 4.4 %
	うち事業主都合	95 人	68 人	70 人	39.7 %	35.7 %
給付	● 離職票交付枚数	1,285 枚	1,375 枚	1,339 枚	▲ 6.5 %	▲ 4.0 %
	● 受給資格決定件数	340 件	358 件	306 件	▲ 5.0 %	11.1 %
	● 初回受給者数	326 人	343 人	383 人	▲ 5.0 %	▲ 14.9 %
	● 受給者実人員	1,453 人	1,444 人	1,592 人	0.6 %	▲ 8.7 %
● 支給総額		202,618 千円	175,227 千円	222,453 千円	15.6 %	▲ 8.9 %

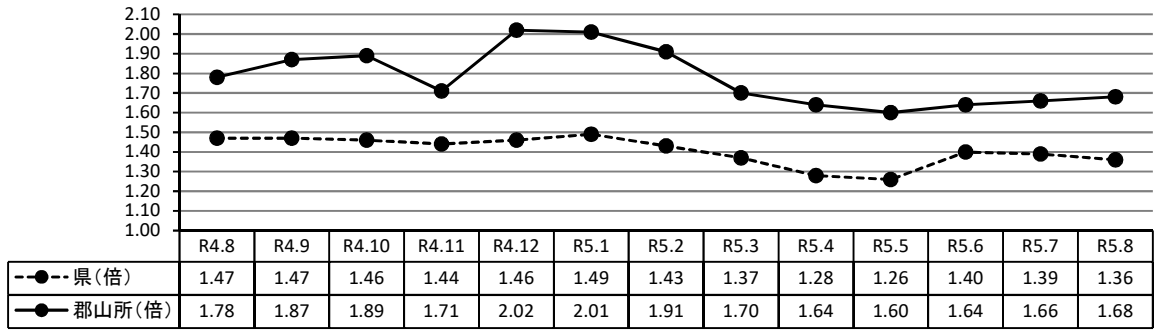
### 4 就業地別有効求人数

● 郡山市	7,851 人	7,913 人	8,423 人	▲ 0.8 %	▲ 6.8 %
● 田村市	604 人	610 人	580 人	▲ 1.0 %	4.1 %
● 三春町	252 人	251 人	256 人	0.4 %	▲ 1.6 %
● 小野町	147 人	161 人	92 人	▲ 8.7 %	59.8 %
合 計	8,854 人	8,935 人	9,351 人	▲ 0.9 %	▲ 5.3 %

## NO. 1 有効求人倍率の推移

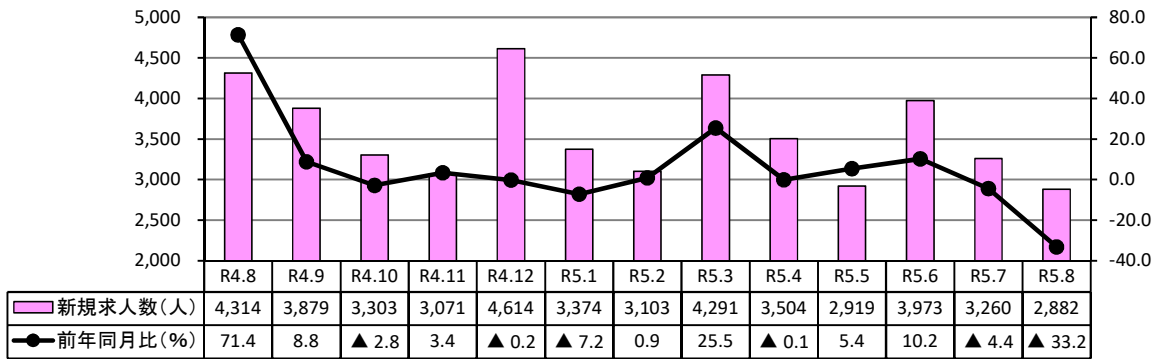
有効求人倍率 前月に比べ0.02ポイント増加

※(注)学卒を除き、パートタイムを含む。県の値は季節調整値。なお令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改定されている。



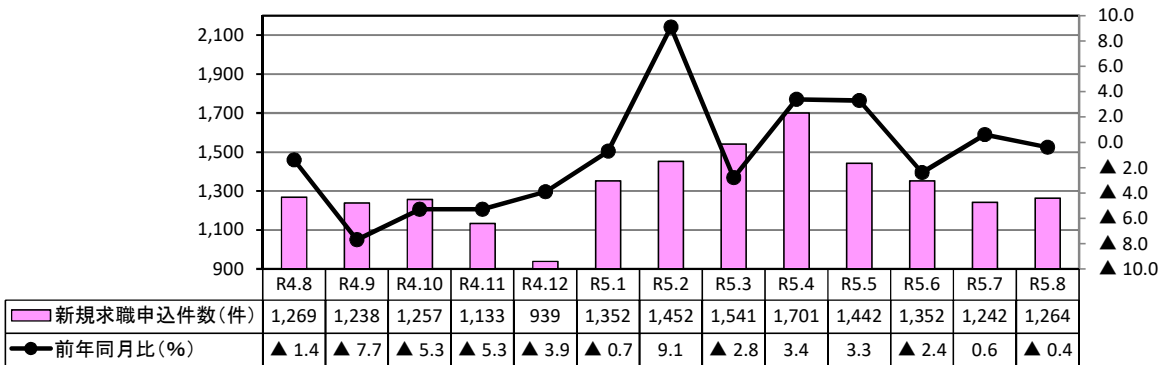
## NO. 2 新規求人数の推移

新規求人数 前月に比べ11.6%低下

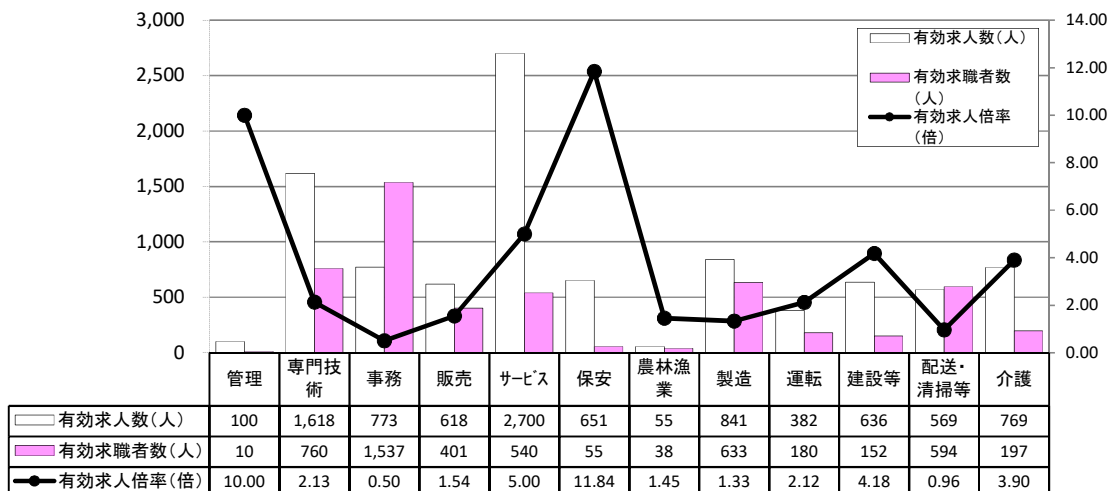


## NO. 3 新規求職申込件数の推移

新規求職申込件数 前月に比べ1.8%増加



## NO. 4 職業別有効求人倍率



# 確認しよう、最低賃金!

事業者も、  
労働者も、  
お互いに。

会社員、パート、  
アルバイトの方、  
学生さんなど  
働く人すべての人と  
雇う人のためのルールです。

## 福島県 最低賃金

令和5年  
10月1日から  
時間額

900 円

前年比  
42円  
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで  
確認!

最低賃金に  
関する  
特設サイト



最低賃金制度

検索

最低賃金に関する  
お問い合わせは  
福島労働局または  
最寄りの労働基準監督署へ



福島労働局

検索

賃金引上げ  
特設ページ



賃金引上げに向けた  
支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善  
助成金

最大  
600万円を  
助成

# 「最低賃金制度」は、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



## 確認の方法は？

<sup>(※1)</sup> 確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。<sup>(※2)</sup>

### 1 時間給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{時間給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

### 2 日給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{日給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1日の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

### 3 月給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{月給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1か月の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

### 4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で  
各手当（職務手当など）が  
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

<sup>(※1)</sup> 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

<sup>(※2)</sup> 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

## 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

### 中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

## 業務改善助成金

最大  
600万円を  
助成

業務改善助成金  
コールセンター

0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



### 「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

#### 支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
- 2 引上げ後の賃金額の支払い
- 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

概要を動画でチェック！



#### 助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 4 支給

手続きを動画でチェック！



専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性<sup>(A)</sup>

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(R5.9)